

(貸家が滅失した場合の貸家建付地の判定)

[Q 5] 特定非常災害により貸家が滅失した場合に、その敷地である特定土地等は、貸家建付地として評価できますか。

[A]

特定非常災害に係る特例の適用を受ける特定土地等の「特定非常災害の発生直後の価額（特定非常災害発生後を基準とした価額）」については、特定土地等の状況が特定非常災害の発生直後も引き続き相続、遺贈又は贈与（以下「相続等」といいます。）により取得した時の現況にあったものとみなしてその特定土地等を評価した価額となりますので、特定土地等に係る権利関係等は、課税時期の現況によることになります。

したがって、特定非常災害により貸家が滅失した場合であっても、課税時期に貸家建付地に該当すれば、貸家建付地として評価することになります。

【関係法令等】

措置法第 69 条の 6、第 69 条の 7

措置法施行令第 40 条の 2 の 3 第 3 項第 1 号

措置法通達 69 の 6 ・ 69 の 7 共 - 2

評価通達 26